

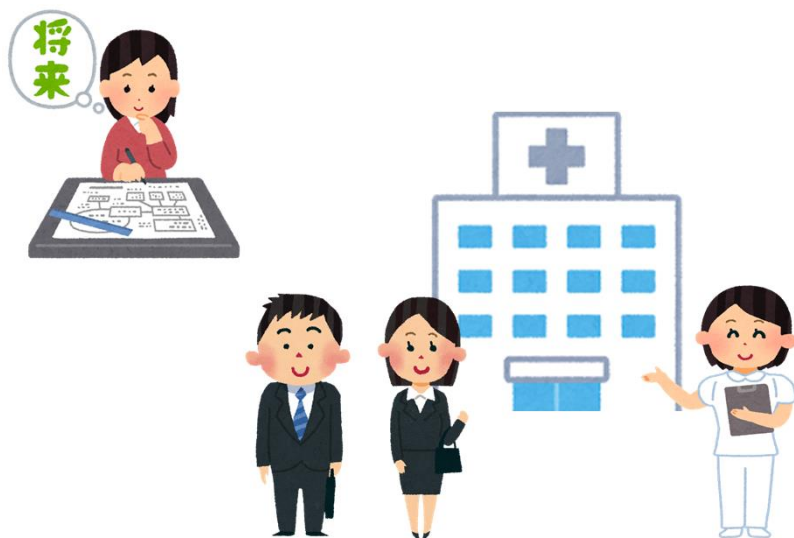
薬学生等インターンシップ実施に対する補助事業の概要

○ 事業の目的

県内の対象地域の病院が薬学生(大学院生含む)等を対象に実施するインターンシップの実施に要する経費の一部を補助することで、各病院の情報や病院薬剤師の業務内容を薬学生に対して丁寧に説明する機会を増やし、県内の病院薬剤師の確保につなげる。

○ 背景・課題

- 薬学生が就業先を選ぶ際に重視する項目には「給与水準」の他、「福利厚生」、「研修制度や勉強会の充実」、「人間関係」、「ワークライフバランスが達成できるか」、「住みやすい環境か」等、病院から発出される求人情報だけでは判断ができない項目含まれている。
- 一部の病院では、薬局見学会やインターンシップ事業を実施されているが、周知不足や旅費等の参加者負担が要因で、参加者は少数にとどまっている。



○ 補助概要

インターンシップ実施に要する経費の補助

【補助先】

県内の病院（医療法第7条に基づく開設等の許可を受けた病院）

【補助金額】

1/2補助（上限10万円補助）

補助申請は年度内1施設1回まで、計18施設程度（予算の範囲内）

【補助対象経費】

薬学生等に対するインターンシップ実施に係る経費

旅費：参加薬学生の交通費

需用費：テキスト代、衣服（白衣、靴等）費、印刷費、消耗品費 等

食糧費：お茶代等（参加者の懇親を深めるために必要な範囲）

役務費：保険料、郵送料、通信費、クリーニング代 等

【補助要件】

- インターンシップは1日以上（3時間程度以上）のプログラムとすること。
- プログラムの内容は病院薬剤師業務を幅広く体験できるもの（病棟業務やチーム医療の他、地域医療を体験できるものが望ましい）とすること。また、講義等では業態偏在・地域偏在の課題等の内容を含むこと。
- 参加者に県作成のアンケートを提出させること。